第四条の次に次の一条を加える。

（貸付申請の手続）

第五条　都道府県又は市町村は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。次号及び第三号において単に「敷設工事」という。）に係る都道府県又は市町村の当該年度における貸付けの金額及びその時期

二　都道府県又は市町村の貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者の当該年度における敷設工事に関する工事実施計画の明細

三　都道府県又は市町村の貸付けを受ける電線共同溝の占用予定者の当該年度における敷設工事に関する資金計画の明細

四　都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条第十項」を「第五条第十項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月二日）から施行する。

（開発道路に関する占用料等徴収規則及び高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第四条の五の二」を「第四条の五」に改める。

一　開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）第三条第一項

二　高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）第八条